

# 社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会

## （第1回 作業部会）

### 議事次第

日時 平成19年11月20日（火）

14時～16時

場所 ホテルはあといん乃木坂  
「フルール」

#### 1 開会

#### 2 意見交換

- ・ 社団法人 国民健康保険中央会
- ・ 有限責任中間法人 全国介護事業者協議会
- ・ 社団法人 全国老人福祉施設協議会
- ・ 社団法人 日本病院会

#### 3 閉会

(配布資料)

- 資料1 「主な論点の整理のまとめ」
- 資料2 「社会保障カード（仮称）導入により目指す効果の例」
- 資料3 「出席団体提出資料」

## 主な論点の整理のまとめ

### 【検討の方向】

- 利用者の利便性を高めるため、年金・医療・介護分野での活用を検討しつつ、他の社会保障分野における将来的な用途拡大(対象制度、閲覧可能情報等の拡大)を妨げない。  
保険者やサービス提供者等の事務効率化にも資する仕組み
- 導入のメリットをわかりやすく示していく
- プライバシーの侵害や情報の一元的管理に対する不安を解消  
セキュリティ対策についても具体的に示していく
- 費用対効果に優れた仕組み

### 1 対象分野

- ・ 社会保障カード(仮称)の対象分野をどうするか。まずは、年金、医療、介護分野でスタートすることとするか。

- ・ 一人一枚
- ・ 年金手帳、健康保険証、介護保険証としての役割
- ・ 希望する者が社会保険事務所等の端末や自宅のパソコンで年金記録、レセプト情報、特定健診情報等を閲覧

- ・ 他の社会保障制度への活用に支障が生じることがないようにすべきではないか(資格証等としての活用や電子的に閲覧が可能な情報の拡大)。

### 2 カードの要件等

- ・ カードは鍵の管理に優れたICカードを導入し、紛失時等の収録情報の漏洩、悪用を防止するべきではないか。
- ・ 国際標準に準拠したものとし、安全性を高めるとともに、用途拡大に対応できるものとすべきではないか。

- ・ ICチップやカード券面にどのような情報を収録するか。カードの収録情報は、できる限り本人確認のために必要なものに限定すべきではないか。
- ・ 社会保障分野の情報にはプライバシー保護の必要性の高い情報が含まれるため、厳格な本人確認の仕組みである公的個人認証サービスの活用を検討すべきではないか。

### **3 カードの発行・管理のためのデータベース**

- ・ 各制度の保険者ごとに管理されているデータベースの資格情報を結び付けることについてどう考えるか。  
プライバシーの侵害、情報の一元的管理に対する不安を解消するため、必要最小限の結び付け方法を検討すべきではないか（各保険制度ごとに付番されている被保険者番号の扱い等についてどう考えるか。）。
- ・ 資格情報のデータベースについては、情報セキュリティ等に関するルールを検討すべきではないか。

### **4 利用制限**

- ・ カードの収録情報が本人以外の者によって目的外に活用されること等の不安を解消するため、収録情報に応じた利用等の制限を検討すべきではないか。

### **5 発行方法等**

- ・ カードの交付名義、発行方法についてどう考えるか。厳格な本人確認を行いつつ、利用者の利便性、費用対効果に優れた方法を検討すべきではないか。
- ・ 一時的に発行が集中することへの対応を検討すべきではないか。

## 6 費用負担

- ・ 費用負担をどう考えるか。カード導入に要する費用、カード導入による費用・事務負担の削減効果等を踏まえて検討すべきではないか。

## 7 その他

- ・ 希望者に対する顔写真を添付した身分証明書としてのカードの発行方法を検討すべきではないか。
- ・ 有効期限等について検討すべきではないか。
- ・ 社会保障カード(仮称)の検討は、情報閲覧の対象となる各分野において構築されるデータベースのセキュリティ等の状況を視野に入れて検討すべきではないか。

# 社会保障カード（仮称）導入により目指す効果の例

## 現状

- 年金・医療・介護等の制度ごとに別々に被保険者証等が交付され、複数のカード・手帳の管理が必要
- 健康保険証が世帯で1枚の場合、例えば家族が同時に病気になった際に不便
- 検認、住所異動・転職等の際に、健康保険証を保険者に返納・提出することが必要

### ①利便性向上

- 被保険者証の紛失・盗難の場合、個人情報の流出や悪用の可能性
- 入手できる自分の医療費や年金などに関する情報は限られており、また、請求に手間

### ②安全・安心な自己情報の入手・管理

- 医療機関、保険者等において、
  - 被保険者証の発行
  - 被保険者証の情報の転記ミスによる医療費の過誤調整
  - 資格喪失後受診による医療費の過誤調整
 などによる事務が発生

### ③事務の効率化

## 社会保障カード導入後（※いくつかの前提を置いたもの）

- 1枚のカードで年金・医療・介護の被保険者証として使用できる。1人1枚なので、家族が同時に病気になった際などでも利用可能。
- 検認、住所異動・転職等の場合でも、カードを保険者に提出・返納する必要がなく、そのまま使い続けることができる。また、加入手続の漏れの防止にもつながる。
- 行政機関への申請・届出を自宅のパソコンから電子的に行うことができる。
- 希望する方は、身分証明書としても使用できる。



- 紛失・盗難の場合でも、プライバシー性の高い情報が盗まれたり、悪用されることはない。
- いつでも、自宅のパソコンから、自分の年金記録を安全に確認することができる。また、社会保険事務所等の端末でも、同様に記録を確認可能。
- 希望する方は、自分の医療費の情報等を見ることも可能となる。
- 年金受給権者の住所や支払機関の変更をオンラインでできる。



自分の情報を確認できる!

氏名	性別	生年月日	加入日	加入種別	加入期間	加入月数
健康太郎	男	1980年1月1日	2000年1月1日	国民年金	2000年1月1日 - 2003年12月31日	36
太郎	男	1980年1月1日	2003年1月1日	厚生年金	2003年1月1日 - 2005年12月31日	29
太郎	男	1980年1月1日	2005年1月1日	厚生年金	2005年1月1日 - 2007年12月31日	29
太郎	男	1980年1月1日	2007年1月1日	厚生年金	2007年1月1日 - 2010年12月31日	30
太郎	男	1980年1月1日	2010年1月1日	厚生年金	2010年1月1日 - 2013年12月31日	30

- 医療機関、保険者等の事務が効率化される。
  - 各保険者が個別に各種被保険者証を交付する必要がなくなる。
  - カード読み取りによる自動転記により、転記ミスがなくなる。
  - オンラインによる即時資格確認で、資格喪失後受診を把握できる。

# 出席団体提出資料

社会保障カード（仮称）のあり方に関する検討会 御中

平成19年11月20日

『民間事業者の質を高める』  
有限責任中間法人 全国介護事業者協議会  
扇田 守

## 「社会保障カード」について

### 1.一元化について

年金手帳・健康保険証・介護保険証・雇用保険証・戸籍・住民票等国民個人の生活に直接関係する公的証書はばらばらに数多く存在し、その管理は国・自治体・個々人とも大変非効率になっている。特に年金・医療・介護の社会保障関連は、統一化して管理できるようになれば国民は、証書の管理・自分の情報の即時検索・手続きの簡便さ等大変助かる話であり、行政としても個人の情報変動に対し、迅速効率的な事務が可能となり、行政費用の削減に繋がると考えられる。

### 2.国民に対し十分理解が必要

しかし、一元化には大変多くの問題も存在する。その手段を考えるとまずコンピューターシステムを使用することが大前提となってくるが、コンピューターにおける一元化には、キーが必要であり、そのため健康保険を考慮すると国民全員に出生時から背番号をつける形にならざるを得ない。いわゆる国民総背番号制のイメージになるわけで、個人情報の保護の観点から国民の理解を十分とる必要がでてくる。

### 3.セキュリティ対策

インターネット等を経由してコンピューターシステムにアクセスし、自分の情報を検索したり、手続きしたりできることは大変便利であるが、便利であることの裏返しに他人による不正アクセスや情報漏えい、不正手続きを引き起こす危険性も増大することにもなるため、セキュリティ対策は万全でなければならない。個人の認証をどういう形で実施するか、システム構築コストと効果の兼ね合いで考慮していくべきと考える。また、カードの盗難・紛失の際の迅速な手続き方法も考慮されなければならない。

### 4.運用上での検討事項

コンピューターシステムを中軸とした社会保障カードの運用は、コンピューターシステムに疎い国民、特に高齢者には理解し難い部分もあり、また運用・操作に当たっては問題となる。パソコンが使えない高齢者には利便性が減少し、セキュリティ上の問題のみが浮かんでくるようなイメージとなる。運用に当たって高齢者でも利便性が感じられるような工夫が必要と思われる。また、システム運用する行政側の不正のない誠実な対応やセキュリティ意識の向上やシステム監査制度の構築も必須と考える。

住民票と連動した社会保障カードシステムの構築は、その利便性と効率性から今後実現必須と考えるが、反面セキュリティの問題、運用の問題から国民の合意が得られる形に是非していただきたい。



## 考えられるメリットとデメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一枚のカードで管理できるのでカードの保管・管理が便利</li> <li>・手続きが一元化されれば住所変更等楽になる。</li> <li>・アメリカの社会保障番号のように終生不変の番号が個人に付与されれば改姓等で「宙に浮いた年金」は発生しない。</li> <li>・自分で情報を確認できるのは便利で安心（自己情報の入手管理）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金・健康保険・介護保険という性質の異なる3つの社会保障制度を統一して一つのカードにする意味が理解できない。問題となっているのは年金であり、健康保険・介護保険ではない。</li> <li>・社会保障カードの更新等について</li> <li>・健康保険は会社が変わると変更。</li> <li>・介護保険は資格要件が頻繁に変わる。</li> <li>・一枚のカードで持つ情報量</li> <li>・全てのデータがカード一枚というのは不要な面もある。</li> <li>・どこまでの情報が入るのか運用方法がはっきりしていない。 (例)病院で他の情報まで見られるのではないか</li> <li>・認知症（高齢者）の方の保管が心配</li> <li>・上記のようなパソコンが使用できない人はどうするのか。</li> <li>・メリットがあるのは、あくまでも管理する側の方が大きい。利便性・情報管理等</li> </ul>

## 社会保障カードに対する要望事項

- ・カード紛失時、再発行手続きの簡素化
- ・カードの隅に穴を空けていただきたい。（首から掛けられるよう）
- ・カードの大きさは銀行のキャッシュカードの大きさに。